

岡山県森林整備作業入札に係る最低制限価格制度実施要領

令和 8年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する森林整備作業の入札について、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第139条の規定による最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象森林整備作業)

第2条 対象となる森林整備作業は、競争入札に付する森林整備作業のうち、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が選定する森林整備作業とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格の額は、次の各号に掲げる森林整備作業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が8,000万円未満の森林整備作業 予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）に10分の9.1を乗じて得た額（その額に10万円未満（設計金額が1,000万円未満の場合には、1万円未満）の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

(2) 設計金額が8,000万円以上の森林整備作業 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に10万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる額の合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる額の合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 契約担当者は、最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への説明)

第4条 契約担当者は、入札公告又は指名の通知において、最低制限価格が設定されている旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定による公告を行った一般競争入札又は同令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る森林整備作業については、なお従前の例による。